

◇ 検討内容及び結果 ◇

1 現 D 1 2 階層について（14,000 円の値上げの再度検討）

【検討結果】

次のとおり区分の修正を行う。

国の第 6 階層に相当する、D 1 2、D 1 3、D 1 4 階層について、
D 1 2 を新 D 5、D 1 3 と D 1 4 を新 D 6 とする。

国	現行	前回提示案	再修正案
6	D12	D5	D5
	D13		D6
	D14		

2 国基準に対する割合が他の階層に比べて低い、現 D 1 5 及び D 1 6 階層の保育料について、併せて改定を行った方が良いのではないかと。

【検討結果】

現 D 1 5 及び現 D 1 6 階層の他に、現 D 1 2（新 D 5）階層も国基準に対する割合が低いので、保育料の改定を行う。

階層		現行	再修正案	差額
D12(新 D5)	保育料	45,900 円	48,100 円	2,200 円
	国に対する割合	75.2%	78.9%	
D15(新 D7)	保育料	62,300 円	65,400 円	3,100 円
	国に対する割合	77.9%	81.8%	
D16(新 D8)	保育料	65,000 円	70,000 円	5,000 円
	国に対する割合	62.5%	67.3%	

保育料改定の影響額（経過措置終了後） **64,110 千円増額**

（保護者負担の割合：37.1% → **39.6%**）

3 施行日を、平成29年4月とされたい。

【検討結果】

平成29年4月施行とする。

4 第2子の保育料軽減について、現行の1/2から2/3へ、軽減率を引き上げる事を検討されたい。

【検討結果】

保護者負担の割合について、大幅な改善が図れない(37.1%→38.3%)ことから見送ることとしたい。(27,222千円増額)

国において平成28年度から実施される見込みの「保育所等の利用者負担軽減措置」(別紙参照)について、所得制限の拡大を国の施策として実施するように要望していく。